

## (別紙) パブリックコメントの主な意見と対応

項目	意見要旨	対応方針
1	改正鳥獣保護法の定義にならい、「動物」という表現をやめ、「野生生物」又は「鳥類・哺乳類」とすべき。	は、哺乳類・鳥類だけではなく、爬虫類、両生類、昆虫なども含めてその捕獲を禁止する趣旨の規定です。よって、「動物」という表現を用いることが適切であると考えられます。
1	生物多様性国家戦略においても外来種、移入種の危険性が指摘されていることから、「野生生物に害を加えるおそれのある外来種・移入種を入れること」を追加すべき。	「移入種・外来種」については、その範囲等に統一した見解がなく、現時点でこれを明文化し規制対象とすることは困難であると考えられます。また、「移入種・外来種」のうち、鳥獣を捕食するなど危害を加えるおそれが高いものについては、既にその持込みは禁止されているものと考えられます。
1	「環境大臣が定める方法」を明確にすべき。	「環境大臣が定める方法」については、現行の鳥獣保護法施行令にも既にある規定ですが、現在この方法については、定められていません。定める際には別途パブリックコメント等を実施する予定です。
1 全体	特別保護地区についても、これと同様の規制を行うべき。	御指摘の事項については、鳥獣保護上必要な区域について「特別保護指定区域」の指定を進めることにより達成できるものと考えられます。
その他	法第77条の政令委任事項についても、パブリックコメントを行うべき。	法第77条の政令委任事項（取締りに従事する環境省職員の要件）は、パブリックコメントを実施すべき「規制の改廃」に関するものには当たらないため、パブリックコメントを実施しておりません。